

平成27年第12回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成27年12月15日(火)

午後1時30分開会

801会議室

日程	議 題	
第1		会議録署名委員の指名
第2	報 告 事 項	1 市立小学校通学路防犯カメラの設置に関する説明会の開催について
		2 大学との協定について
		3 その他
		4 今後の日程
第3	議案第47号	職員の分限処分について
第4	代処第16号	職員の分限処分に関する代理処理について

市立小学校通学路防犯カメラ設置に関する説明会 次第

日時 (1)平成27年12月2日(水)
午後7時～午後8時30分
(2)平成27年12月5日(土)
午前10時～午前11時30分
場所 小金井第一小学校 体育館棟
2階 ミーティングルーム

1 開 会 学校教育部庶務課長(司会)

2 出席者	小金井市教育委員会教育長	山 本 修 司
	小金井市教育委員会学校教育部長	川 合 修
	小金井市教育委員会学校教育庶務課長	河 田 京 子
	小金井市教育委員会学校教育学務課長	鈴 木 剛
	小金井市教育委員会学校教育指導室長	小 林 正 隆
	小金井市立小中学校長会会長	刀 根 武 史
	小金井市立小中学校長会副会長	黒 田 昭 二
	小金井市総務部長	天 野 建 司
	小金井市総務部地域安全課長	吉 田 亮 二
	警視庁小金井警察署生活安全課長	吉 越 正 弘
	小金井市教育委員会学校教育学務課学務係長	山 本 英 一 郎

3 挨拶 小金井市教育委員会教育長 山 本 修 司

4 内 容

- (1) 小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例について
- (2) 通学路防犯カメラ設置に関する経緯について
- (3) 通学路防犯カメラ設置場所について
- (4) セキュリティ管理等について
- (5) 設置・運用に関する要綱の制定について
- (6) 皆様へのお願い
- (7) 小金井警察署管内の状況について
- (8) 小学校の安全対策について
- (9) 質疑応答など

5 配布資料

- (1) 資料1 小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例について
- (2) 資料2 市立小学校の通学路に防犯カメラを設置します
- (3) 資料3 通学路防犯カメラ設置場所
- (4) 資料4 通学路防犯カメラの設置及び運用に関する要綱(案) 骨子
- (5) 資料5 通学路防犯カメラの設置に係るQ&A

市立小学校通学路防犯カメラ設置に
関する説明会

第1回：平成27年12月2日（水）19：00～20：30

第2回：平成27年12月5日（土）10：00～11：30

小金井市立小金井第一小学校
ミーティングルーム

小金井市教育委員会

★本日の進行★

- 1 開会
- 2 小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例について
- 3 通学路防犯カメラ設置に関する経緯について
- 4 通学路防犯カメラ設置場所について
- 5 セキュリティ管理等について
- 6 設置・運用に関する要綱の制定について
- 7 皆様へのお願い
- 8 小金井警察署管内の状況について
- 9 小学校の安全対策について
- 10 質疑応答など
- 11 閉会

1

開会

（挨拶）

小金井市教育委員会教育長
山本 修司

2

小金井市防犯カメラの設置及び
運用に関する条例について

（説明）地域安全課長

- ①背景と趣旨
- ②条例の概要

3

通学路防犯カメラ設置に関する経緯
について

（説明）学務課長

- ①東京都通学路防犯設備整備事業について
- ②補助要件等について
- ③防犯カメラの設置に向けた取り組み

4

通学路防犯カメラ設置場所に
ついて

（説明）学務課長

- ①資料3のとおり

5

セキュリティ管理等について

（説明）学務課長

- ①防犯カメラの仕様について
- ②防犯カメラのセキュリティについて

6

設置・運用に関する要綱の制定
について

（説明）学務課長

- ①条例及び施行規則に規定されているもの
- ②要綱（案）の骨子について
- ③個人情報等に関すること

7

皆様へのお願い

(説明) 学務課長

①市の安全・安心の確保について

8

小金井警察署管内の状況について

(説明) 小金井警察署生活安全課長
吉越 正弘 様

9

小学校の安全対策について

(説明) 小金井市立小中学校長会
副会長 黒田 昭二 様

10

質疑応答など

11

閉会

本日は、市立小学校通学路防犯カメラ
設置に関する説明会にご出席いただき、
ありがとうございました。

今後とも、子どもたちが毎日、安全で
安心して通学できるよう皆様の温かい見
守りをお願いいたします。

12

小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例について

総務部地域安全課

小金井市では、平成27年9月25日に「防犯カメラの設置及び運用に関する条例」を制定し、平成27年11月1日より施行しました。

1 背景と趣旨

近年、市内においては、空き巣や振り込め詐欺等の被害が多発するなど、身近に起きる犯罪が後を絶たない状況にあり、市民の防犯カメラの設置に対する関心も高まってきています。防犯カメラは、犯罪被害を未然に防ぐ抑止効果が期待され、また、犯罪捜査においても、事件の早期解決にもつながっていることは、報道等でもよく知られているところです。しかし、その一方で、防犯カメラの設置及び運用については、国の法律などの一定のルールが存在せず、設置者の自由に委ねられているのが現状であり、市民等が了知しえないまま撮影され、その画像等の取扱いによっては、撮影された市民等のプライバシーが侵害されるおそれがあります。

こうした現状をふまえ、公共の場所に向けられた防犯カメラの有用性に配慮しつつ、一定のルールを定めることにより、安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現するとともに、市民等のプライバシーの侵害等を防ぐため、本条例を制定しました。

2 条例の概要

(1) 目的

公共の場所に向けられた防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現するとともに、市民等の権利利益を保護することを目的としています。(第1条)

(2) 基本原則

全ての防犯カメラの設置者は、何人もみだりにその容貌、姿態を撮影されない自由を有していることに鑑み、その設置及び運用に関して適切な措置をするものとします。(第3条)

(3) 設置運用基準の届出等

市、商店会、公の施設の指定管理者、町会・自治会、鉄道事業者等が公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとするときは、防犯カメラの設置及び運用に関する基準を定めて、市に届出をしなければなりません。（以下これらの団体を本条例の規定の対象とします。）（第4条）

(4) 設置者の責務

防犯カメラの設置者は、その責務として、撮影範囲を明確かつ必要最小限とし、防犯カメラを設置している旨等の表示や管理責任者を置く等の措置をしなければなりません。（第5条）

(5) 取扱者の指定等

防犯カメラの管理責任者は、その責務として、機器操作等を行う者（取扱者）の指定をするものとし、管理責任者及び取扱者以外は機器操作等をできないものとします。（第6条）

(6) 画像等の適正な管理等

防犯カメラの設置者等は画像等の適正な管理のため、一定の保管期間経過後の画像データの速やかな消去、運用状況の記録その他漏えい、滅失、盗難及び紛失等の防止のための措置をしなければなりません。（第7条）

(7) 目的外利用及び外部提供等

法律等に定めがある場合等を除き、画像等の目的外利用及び第三者への提供をしてはなりません。また、防犯カメラの設置者等は市民等から自己の画像データの開示を求められたときは、必要な範囲内で開示するよう配慮するものとします。（第8条、第9条）

(8) 勧告等

市長は、防犯カメラの設置者等に、管理、運用等の状況について報告を求め、違反行為に対し、中止又は是正の勧告することができるものとします。また、勧告に従わない場合は、その旨公表することができるものとします。（第10条、第11条）

(9) 苦情処理

防犯カメラの設置者は、苦情があった際は、適切な措置をしなければなりません。（第12条）

市立小学校の通学路に防犯カメラを設置します

小金井市教育委員会では、市立小学校の通学路における児童の更なる安全確保を図るため、平成27年度に市立小学校8校の通学路に36台の防犯カメラを設置する予定です。

1 設置について

- 小金井市では、深刻な事件が頻発する状況ではありませんが、全国的には、児童が重大な事件に巻き込まれる例も報道されています。子ども達が安全で安心して学校に通えるようにするためには、通学途上における防犯等の対策が重要です。
- 小金井市教育委員会が設置する防犯カメラにつきましては、「東京都通学路防犯設備整備補助金」を活用し、学校、保護者、地域の皆様等が行っている児童の見守り活動を補完し、市立小学校の通学路における児童の登下校時の更なる安全確保及び体制強化を図ることを目的としています。

2 基本的事項について

- 防犯カメラを設置・運用するに当たっては、「小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」に基づき、当該防犯カメラの対象となる皆様のプライバシーの保護を図ることはもちろん、撮影された画像を適切に管理します。
- 防犯カメラについては、一方向を撮影するタイプを選定する予定で24時間録画としますが、常時モニターによる監視は行いません。また、撮影範囲におけるプライバシー等に配慮する部分についてはマスキング処理を行い、記録された画像の保存期間は、原則7日間とし、自動的に上書きされます。

3 皆様へのお願い

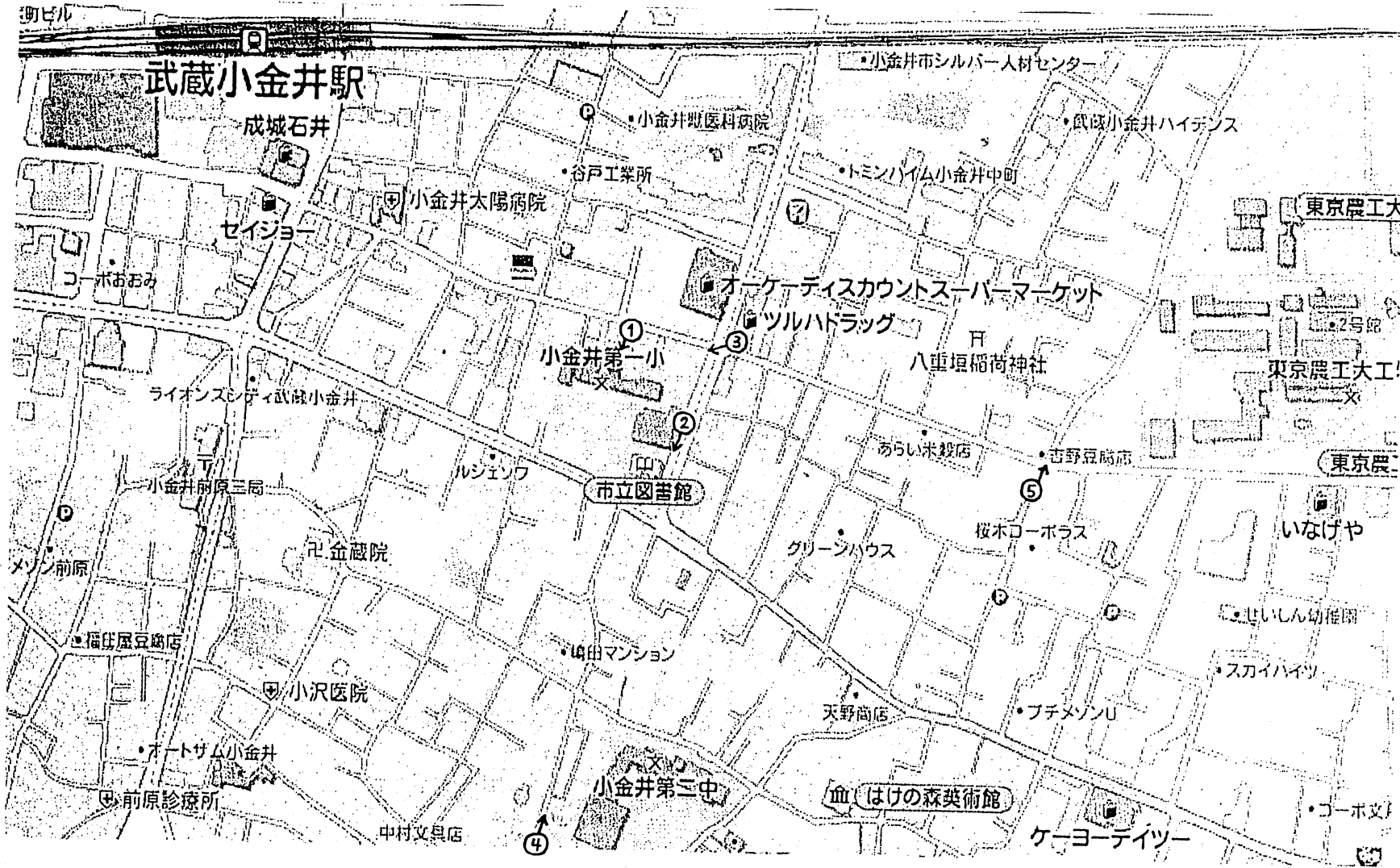
- 通学路防犯カメラの設置については、地域の皆様のご理解が必要不可欠ですので、ご協力をお願いいたします。

【問合せ先】 小金井市教育委員会
学校教育部 学務課 学務係
電話 042-387-9874

通学路防犯カメラ設置場所

【小金井第一小学校】

資料 3

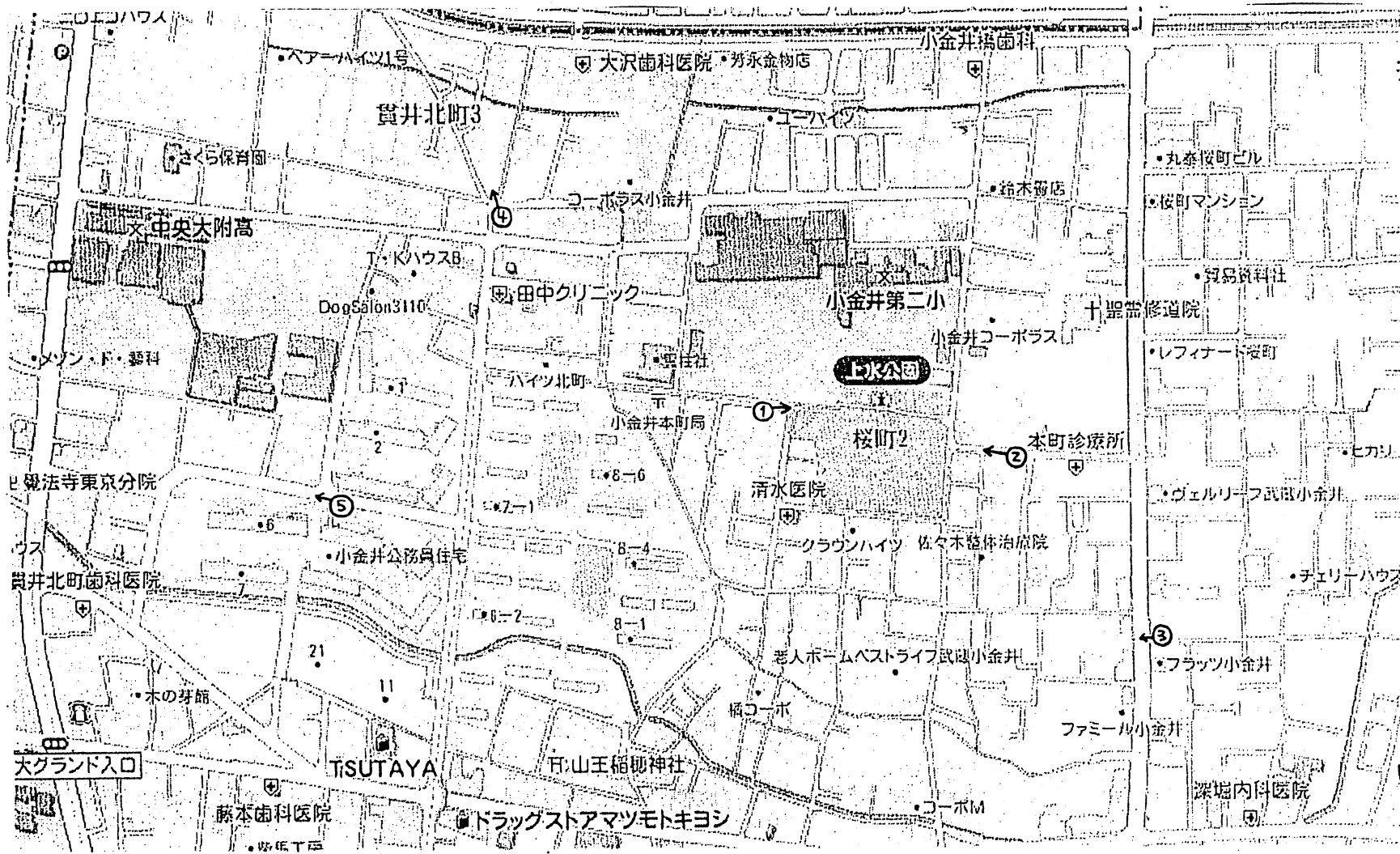


CoCoマップこがねい (http://www.machi-info.jp/machikado/koganei_city/index.html)

通学路防犯カメラ設置場所

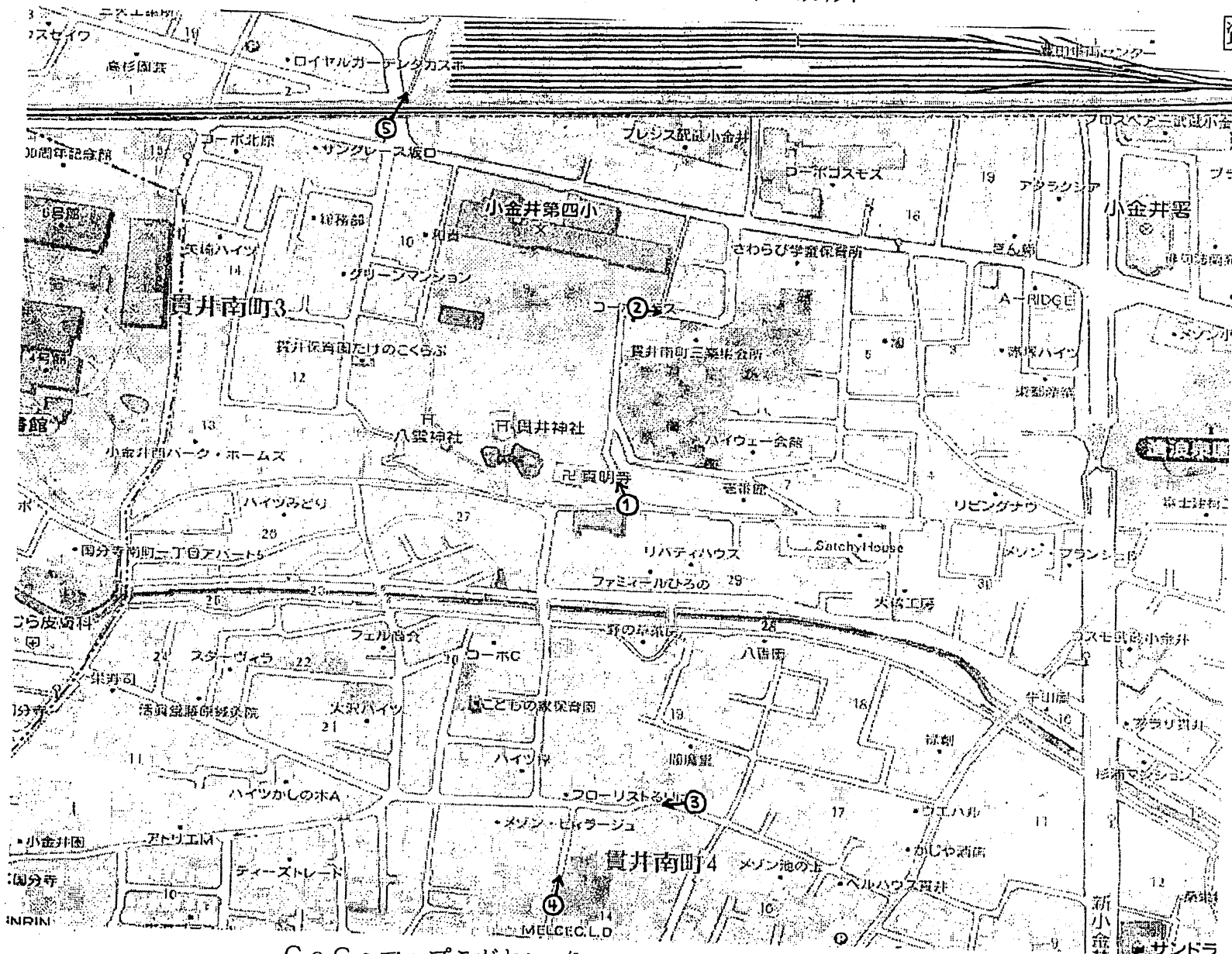
【小金井第二小学校】

資料 3



ＣｏＣｏマップこがねい (http://www.machi-info.jp/machikado/koganei_city/index.html)

通学路防犯カメラ設置場所



C o C o マップこがねい (http://www.machi-info.jp/machikado/koganei_city/index.html)

通学路防犯カメラ設置場所

